

平成26年度 高齢者肺炎球菌予防接種費用を助成しています！！

町では、高齢者の肺炎予防のため、肺炎球菌予防接種の一部助成を行います。

肺炎球菌ワクチン予防接種とは

高齢者の肺炎の中で、最も頻度の高い「肺炎球菌」という細菌感染を予防するワクチンです。肺炎球菌ワクチンは、すべての肺炎に有効ということではありませんが、接種することにより、肺炎球菌による肺炎の8割に効果があるといわれています。

肺炎球菌ワクチンの効果は

ワクチンの接種後、免疫ができるまでに平均3週間ほどかかります。また、1回の接種で免疫効果は5年以上にわたって持続するといわれています。

肺炎球菌に対する免疫ができると、肺炎にかかっても軽い症状ですむ効果があります。

肺炎球菌ワクチン予防接種を受けるにあたっては

予防接種は体調の良いときに受けることが原則です。また、安全に予防接種が受けられるように、かかりつけの医師と相談の上、予防接種の効果や副反応について、十分理解していただき、予防接種を受けることをお勧めします。

予防接種費用の助成について

【対 者】 日高町に住所を有する方で接種日現在満70歳以上の方で、平成26年4月1日から平成26年9月30日に接種したもの
※平成22年10月1日以降の接種で町の助成を受けたことのある方は対象となりません。

【助成額及び回数】 5,000円で生涯1人1回

【申込み方法】 医療機関に直接お問い合わせください。

【助成方法】

- ①指定医療機関で接種した場合：町から1人につき5,000円を医療機関に支払いますので、予防接種を受ける方は、医療機関が定める金額から5,000円を差し引いた額を自己負担として医療機関窓口で支払ってください。
- ②指定医療機関以外で接種した場合：償還払いとなります。
領収書、予防接種済証、印鑑を持参し、助成の申請を受付窓口で行ってください。

【指定医療機関】 門別国保病院、鎌田病院、沙流都外来、勤医協厚賀診療所、日高国保診療所

【償還払受付窓口】 日高町役場保健福祉課、総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所

*対象にならない方は、これまでどおり全額自己負担となります。

【お問い合わせ先】

日高町役場 保健福祉課 健康づくりグループ 電話 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

はつらつ笑顔 元気な暮らし

健康づくり実践レポート 第一弾

特定健診が始まって早6年目。健診をきっかけに、自分や家族の幸せのために「メタボ予防・改善」「健康づくり」に励んでいる住民の方々をレポートしました。

梶川 真一さん (47歳)

ほぼ毎年、特定健診を受けている梶川さん。H24受診の結果、血糖値231、HbA1c 10.3と、今までになく糖尿病に関する検査値が高くなり「本気で（改善に）取り組もう」と決意。大好きな温泉に入る前に、とねっこ館内のプールを歩く水中運動に本格的に取り組み始めました。糖尿病の服薬も始まりましたが、その結果、血糖値が下がり、体重は5 kg 減量、大好きな甘い物を控える意識ができました。とねっこ館に通うようになり、ダイエット仲間に出会えたことも貴重な体験だったようです。値が安定するように定期的に保健師や栄養士も応援しています。大切な家族のために、たまに甘い物をごほうびにしながら体力の続く限り通いたいと語る梶川さんでした。



みなさんへ一言「（健康づくりは）日々の努力です」

田畑 八重子さん (63歳)

3年前の特定健診で高脂血症、肥満の結果をうけ、定年退職をきっかけに、とねっこ館に通うようになりました。結果、高脂血症は改善、体重は5 kg 減量、腰痛、膝関節痛も改善しました。それまで走ることさえできなかった田畑さんは、走りたいと前向きな気持ちを持つようになり、今では年3回マラソン大会に出場できるようになりました。

みなさんへ一言「年をとっても筋力をつけられる」「健診をうけましょう」

佐瀬 香那さん (35歳)

特定健診がきっかけではありませんが、3年前に越してきてリフレッシュをしたいととねっこ館に通っています。「時間はつくるもの、週1回でもリフレッシュにきて」と笑顔で語る佐瀬さんでした。

とねっこ館レッスン仲間と撮影



次回に続きます。我こそはと思う方は是非保健師までご連絡ください。

特定健診については、広報9月号で詳しくご紹介します。

田畑さん 佐瀬さん

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届の提出を忘れずに！！

児童扶養手当、特別児童扶養手当を受給されている方は、前年の所得状況や支給対象児童の監護状況等確認のため、毎年、現況届を提出する必要があります。

提出が必要な方には、8月上旬に必要な書類を郵送いたしますので、忘れずに提出してください。

なお、下記の期限までに提出がなければ、平成26年8月分以降の手当が支給停止となることがありますので、ご注意ください。

【提出期限】 児童扶養手当 平成26年8月29日(金)
特別児童扶養手当 平成26年9月10日(水)

【お問い合わせ先】 日高町 保健福祉課 福祉・子育て支援グループ 電話 01456-2-6183
日高総合支所 地域住民課 福祉・健康・介護グループ 電話 01457-6-3173